

追加 4-1

所得税の仕組み

11 居住者と非居住者

日本に住所を有する人が、日本で得た所得について日本に所得税を納めるのは当然ですが、海外で得た所得について日本に納税する必要があるかを考えてみます。

まず、私たち個人を「居住者」と「非居住者」のいずれかに分類します。

所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定しています。

● 「居住者」と「非居住者」

区分	定義	課税の範囲
居住者	国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人	国内源泉所得と海外源泉所得いずれも課税される（一部例外あり）
非居住者	「居住者」以外の個人	国内源泉所得のみ課税される

したがって、「非居住者」は日本で得た所得についてのみ課税を受ければよく、海外での所得は課税を受けません。

※ 11の項を上記の通り追記いたしました